

道路工事施工承認（道路法第24条）の手続き

道路管理者以外の者が道路に関する工事又は維持を行う場合は、工事設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けることが必要です。（道路の構造又は機能を低下させることなく真にやむを得ないもので、道路管理上支障がない場合に限る）

1．承認の申請について

道路に関する工事及び維持の承認を受けようとする場合は、必ず対象工事を始める前に道路工事施行承認申請書、誓約書、設計書や図面等の添付書類、施工前の写真をそれぞれ **2部** 提出して下さい。

2．内容の審査及び承認書の交付について

提出された書類を審査し、承認が適当であると認められた場合は一定の条件を付して道路工事施工承認書を交付します。申請者は提示された条件を遵守するとともに、道路工事施工承認書は大切に保管して下さい。

3．工事の完了時の届出について

工事が完了した場合は、直ちに完了届を **1部** 提出して下さい。
（施工中の管理写真と完了後の写真を添付すること）

問い合わせ先

〒869-2492

熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143

南小国町役場 産業振興課 建設班

TEL 0967-42-1114 FAX 0967-42-1122